

第6次
新富町
長期総合計画
前期基本計画



令和4年3月
宮崎県新富町

表紙絵／新富町地域おこし協力隊 甲斐隆児

表紙デザイン／新富町地域おこし協力隊 二川智南美

～目 次～

第1章 第6次新富町長期総合計画の概要	1
1. 計画の構成と期間	1
2. 基本ビジョンと分野別ビジョン	2
第2章 前期基本計画	3
第1節 暮らし・環境	3
I. ライフラインの整備	3
II. 暮らしの安全安心	5
III. 基地周辺対策	7
IV. 生活環境	8
V. 環境保全	9
第2節 健康・福祉	11
I. 健康づくり	11
II. 社会保障	13
III. 高齢者福祉	14
IV. 社会福祉	16
V. 子ども・子育て支援	18
VI. 権利擁護	19
第3節 教育・文化・人づくり	21
I. 義務教育	21
II. 青少年健全育成	23
III. 生涯学習	23
IV. 文化芸術	24
V. スポーツ	25
VI. 協働の推進	25
VII. 人権と多様性の尊重	26
第4節 産業・経済	28
I. 農林水産業	28
II. 商工業	30
III. 雇用	31
IV. 観光	32
第5節 地方創生	34
I. まちづくり	34
II. ひとづくり	35
III. しごとづくり	36
第6節 ビジョンを実行するための行政の取組	37
I. 行財政運営	37

第1章 第6次新富町長期総合計画の概要

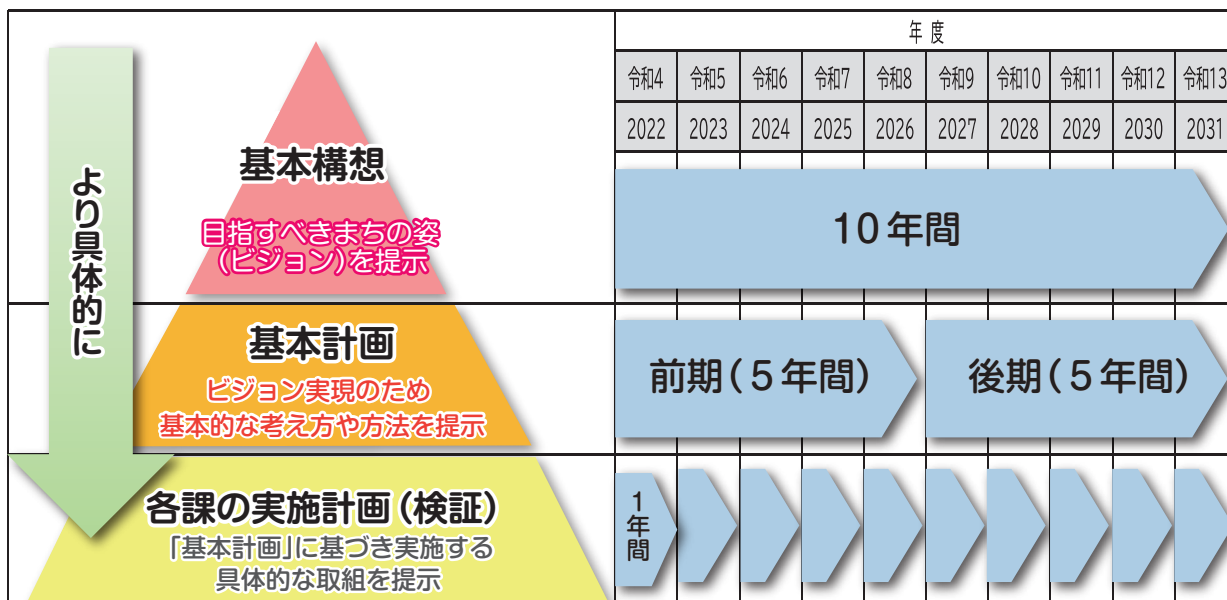
1. 計画の構成と期間

第6次新富町長期総合計画(以降、「本計画」)は、町政の方向性を示す最上位の計画として策定し、「基本構想」と「基本計画」で構成します。「基本構想」は、対象期間を令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)として、対象期間中に本町が目指すべきまちの姿(以降、「ビジョン」)を示しています。

これに対し、「基本計画」は、「基本構想」対象期間の前半5年度間を前期対象期間とし、後半5年度間を後期対象期間として、対象期間中に「基本構想」で示したビジョンを実現するために必要な取組について、その基本的な考え方や方法を示すこととしています。

ここでは、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までを対象期間とした、本計画の「前期基本計画」を策定します。

<計画の構成と対象期間>



2. 基本ビジョンと分野別ビジョン

本町が行うべき施策の全てに通じる共通ビジョンを「基本ビジョン」とし、施策を【暮らし・環境】【健康・福祉】【教育・文化・人づくり】【産業・経済】【地方創生】の5つの分野に区分し、それぞれ「分野別ビジョン」を設定します。

「基本ビジョン」

子や孫たちが帰って来たくなるまち

「分野別ビジョン」

1、暮らし・環境

快適で安全安心な生活がおくれるまち

2、健康・福祉

誰ひとり取り残されないまち

3、教育・文化・人づくり

生涯を通して活躍できるまち

4、産業・経済

仕事があり、人が集まる、魅力あふれるまち

5、地方創生

新しい価値を生みだし、活性化するまち



ビジョンを実行するための行政の取組

第2章 前期基本計画

第1節 暮らし・環境

ビジョン

快適で安全安心な生活がおくれるまち

関連するSDGs



I. ライフライン^{※1}の整備

1- ライフラインの整備

(1) 幹線道路の整備

- 国道10号三納代地区の早期事業推進について、国や関係機関に積極的に要望していきます。
- 県道44号宮崎高鍋線の整備に合わせた一ツ瀬橋の歩道設置を含めた橋りょうの架け替えについて、県へ強く要望していきます。
- 地場産業の発展と地域の活性化を図るため、東九州自動車道におけるスマートインターチェンジ^{※2}からつながる幹線道路の整備を促進します。
- 都市計画区域における都市の骨格となる都市計画道路について、都市計画マスタープランに基づき整備を促進します。

(2) 町道の整備

- 利便性の向上や交通量増加に伴う対応のため、未改良道路と排水路の整備率の向上を図ります。
- 未改良区間の整備や長寿命化を促進し、交通の利便性の向上や輸送力の増強、防災力の向上に努めます。
- 新富町橋梁長寿命化修繕計画及び個別施設計画に基づき、安全性確保のため、計画的に点検を行います。
- 道路舗装の長寿命化や舗装の維持管理費のコスト削減を図るため、舗装の個別施設計画の見直しを行います。
- 舗装の個別施設計画に基づき、計画的に点検を行い、優先順位を決め、保守保全に努めます。

※1 ライフライン…日常生活をおくるうえで必須の諸設備であり、水道、電気、ガス、交通関係、通信関係など。

※2 スマートインターチェンジ…通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ。

- 幹線道路の整備等に合わせ、町民生活の向上につながる町道及び排水路の新設を図り、排水路を含む道路網の充実を図ります。
- 道路パトロールを強化し、老朽化による補修箇所の早期発見に努めるとともに、適切な維持管理を図ります。また、関係団体との連携により道路異常通報制度の構築に向け調査研究を行います。

(3) 人にやさしい道路整備

- 安全に道路が利用できるよう、沿線環境に配慮した道路整備を図ります。
- 国土交通省の「バリアフリー法に基づく基本方針における目標」を参考に、主要な生活関連道路のバリアフリー化に努めます。
- 道路改良に伴い、ひとにやさしい特殊舗装を促進します。
- 熱中症の防止や天気を気にせずバスの乗降が快適に行えるよう、優先度が高い箇所を決定し、計画的にバス停の屋根設置に努めます。

(4) 公共交通の確保

- 日向新富駅の利便性向上のため、IC改札機・ICカード入金機・自動券売機等の早期導入や、平面交差化によるバリアフリー化等をJR九州に要望していきます。
- 近隣市町村や県と連携し、バス・鉄道など既存の公共交通機関の効果的な運用と確保に努めます。
- 町営公共交通(コミュニティバス及び乗合タクシー)の安全かつ快適な運行に努めるとともに、民間交通事業者等との連携を密にし、地域交通の更なる利便性向上に向けた研究や対策に取り組めます。
- 町営公共交通は、町民の通勤・通学・通院に合わせた、各種公共交通との接続を考慮した運行を行います。
- 乗合タクシーの停留所は、乗降状況や利用者の声等を参考に、随時、その増設や位置の見直しを行います。
- 乗合タクシーの運行時間や台数は、予約状況やイベント、施策の実施時期に合わせて、随時見直しを行います。
- コミュニティバスの運行状況を広く、どこでも知ることができるよう、時刻表検索等のサービス充実に努めます。

(5) 水道事業の安定経営

- 町水道事業と一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団との統合を進め、さらに安全安心な水道水が供給できるよう、広域的な水道運営に努めます。
- 有収率^{※3}向上のため、老朽化した配水管等の布設替えを計画的に行います。
- 漏水防止のため、配水系統毎に配水流量を分析し、必要に応じて漏水調査を行い、水道水の安定供給に努めます。
- 検針業務の効率化と漏水の早期発見のため、スマートメーター^{※4}による検針システムの導入を検討します。また、この検針システムを活用し、福祉部門と連携し高齢者の見守りサービスが提供可能か検討します。
- 上新田地域、平伊倉地区、追分地区及び上日置地区に水道水を供給している一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団と連携し、供給施設の適正な維持管理を図り、安定した水道水の供給に努めます。
- 瀬口地区及び柳瀬地区に水道水を供給している西都市上下水道課と連携し、供給施設の適正な維持管理を図り、安定した水道水の供給に努めます。
- 安心して、おいしく飲める水の供給のために、関係機関と連携して、一ツ瀬川流域の水質監視と水質管理情報の共有化を行います。

※3 有収率…給水する水量と料金として収入のあった水量との比率。

※4 スマートメーター…無線や有線により通信機能を備えた水道メーターで、現地に赴かなくても自動的に検針し、水道使用量についてのデータを得ることができるもの。

(6) 災害に強い上水道施設の整備

- 地震時などにも、漏水や水道施設故障により断水することがないように、老朽管及び老朽化施設の更新及び耐震化を行います。
- 災害等による水圧不足地域解消のため、バイパス管設置や増径工事等の対策を行います。
- 濁水発生時や浄水場停止時にも安定して水道水を供給できるよう、予備水源の整備を行います。
- 水道供給機能が停止した場合でも安定して水道水を供給できるよう、緊急連絡管の整備について検討を行います。
- 停電時にも安定して水道水を供給できるよう、自家発電施設の整備を行います。
- 避難施設での配水設備の場所や規模等について検討を行い、災害時における水道水の確保に努めます。

II. 暮らしの安全安心

1－消防・救急

(1) 消防体制の充実

- 東児湯消防組合の装備充実、人身体制、消防・救急体制の強化を図ります。
- 「自分たちの地域の安全は、自分たちで守る」という意識を啓発し、また、地域コミュニティの絆を強化するためにも消防団の存在は極めて重要です。このため、女性消防団員や機能別消防団員を含めた消防団員の確保や消防技術の向上、消火機材の充実を図ります。
- 消防団員確保・維持の為に、団員の処遇改善を図ります。
- 防火水槽や消火栓などの修繕・新設を行い、消防水利施設の充実を図ります。
- 火災発生時において、火事発生情報を提供できるシステムを構築し、素早く確実な情報提供に努めます。

(2) 救急体制の充実

- 高規格救急車^{※5}の更新や救急救命士の確保などにより、迅速な救急活動に必要な体制づくりを支援します。

2－防災

(1) 防災体制の充実

- 東日本大震災や熊本地震を教訓に地域防災計画及びハザードマップの検証・見直しを行い、避難所・避難場所の確保、的確な情報の収集・発信のための基盤整備を行い、災害予防や減災のための体制強化を図ります。
- 備蓄食料整備計画を見直し、年次更新を適正に行っていきます。
- 地域防災の拠点となる消防機庫の建替えや町指定避難所等に防災倉庫を設置するほか、各地区に防災資機材の提供を行うとともに、大規模災害時や緊急事態における避難者の緊急的な生活環境確保、救援物資や救助隊等の受入体制づくり等、災害応急対策の充実を図ります。
- 令和2年2月に宮崎県が公表した地震・津波による被害想定と減災効果をもとに、巨大地震や大津波から町民の「命を守る」ことを基本として、被害の最小化を目指し減災対策を推進します。
- 地域や職場等における防災リーダー(防災士^{※6})や自主防災組織、東児湯消防組合等と連携した防災訓練の実施や、避難行動要支援者を対象とした個別避難計画の作成を行うことで、自力避難困難者の具体的な支援方法の確立に努めます。

※5 高規格救急車…救急救命士に認められた特定行為を行うための資機材を積載しており、重篤な傷病者(心肺停止など)に医療行為を行うことが可能。

※6 防災士…NPO法人日本防災士機構(内閣府認証平成14年7月)が講習及び認定試験を実施し、防災の意識・知識・技能を持っていると認定された人。

- 災害時において、迅速な応急対策・復旧ができるよう、国・県・近隣市町村・連携協定を行っている自治体等との連携を強化します。
- 河川の護岸改修や急傾斜地などの防災対策を促進します。
- 治山・治水対策の充実のため、急傾斜地及び河川の整備について、国や県に対する要望活動を継続して行います。
- がけ崩れの恐れのある場所等、災害の危険がある場所について、気付いた人が町へ情報提供しやすい体制づくりを進めます。
- 新富町建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進することにより、建築物の耐震化等を推進します。
- 災害対策基本法に基づき、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の把握に努めます。
- 高齢者の増加に伴い、災害時における避難所の収容可能人数拡大のため、新たな指定避難所の確保に努めます。
- 地域や職場等における防災リーダー(防災士)や自主防災組織の育成を推進します。
- 災害時における地域住民の避難場所としての役割を果たす学校施設の防災機能の強化に努めます。
- 各学校で防災管理マニュアルを作成し、児童生徒への健康安全教育を実施します。
- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び地域防災計画等を基に、津波避難対策の推進計画を作成し、迅速に避難ができる施設の整備を行います。
- 国土強靱化地域計画に基づき、大規模な災害からの被害の最小化が図られるインフラ整備に努めます。

(2) 防災意識の啓発

- 避難訓練の実施により自主避難や近隣での助け合いの意識を高め、自助・共助と公助の連携を図ります。
- 町と地域や住民の皆さんが連携し、お互いに役割分担をしながら円滑な避難及び避難生活が行えるよう、避難訓練の実施を推進します。
- 関係機関と連携し、洪水に備える「水防災意識社会^{※7}」の再構築を図るため、防災講座を積極的に行います。
- 避難指示等発出までのタイムラインの整備・見直しを進め、早めの避難行動がとれる体制の構築に努めます。
- 防災意識向上のため、広報手段の多様化やメール配信サービスの登録者拡大に努め、防災に関する情報の提供に努めます。

3-防犯・交通安全・消費者行政

(1) 防犯対策

- 青色パトロール車による定期巡回を行い、不審者対策等町内の安全確保に努めます。
- 高齢者が集まる機会を活用し、振り込め詐欺や空き巣等の被害に遭わないための啓発に努めます。
- 自転車盗難、車上狙いや住宅侵入盗の無施錠被害を未然に防止するため、鍵かけの徹底等に対する自主的な防犯意識の啓発に努めます。
- 町内外で発生した事件・事故等に関する情報を迅速に提供するための広報体制を充実させ、広く注意喚起を行います。
- 防犯体制を維持するための経費節減のため、通学路灯や防犯灯のLED化を促進します。
- 通学路及び人通りの少ない道路への防犯灯等の設置を推進します。
- 関係機関と連携し、小中学校での防犯教室を行い、防犯意識の啓発に努めます。

(2) 交通安全対策

- 高齢者が集まる機会を活用し、交通安全知識の向上に努めます。
- 児童生徒の下校時間に合わせて青色パトロール車で巡回し、交通安全指導を行います。
- 交通指導員による街頭指導を行い、運転者のマナー向上と交通事故の防止に努めます。

※7 水防災意識社会…住民の一人ひとりが水害から命を守るための知恵を持った社会。

- 交通安全対策協議会を通じて、交通安全協会、学校、PTA、警察等と連携し、地域一体となった交通安全対策の充実を図ります。
 - 交通事故の発生状況を把握し、事故多発箇所や危険箇所等に関する情報提供に努めます。
 - 歩行者・自転車利用者の夜間における交通事故防止のため、反射材の利用を促進します。
 - 危険箇所などへのカーブミラー設置を推進します。
 - 交通事故が多い場所を中心に、信号機や標識などの設置について警察署へ要望を行います。
 - 交通ルールやマナー等の自転車の利用に必要な知識を総合的にまとめたルールブックを作成し、学校へ配布します。
 - 計画的な路面表示の整備や復旧を図り、交通安全の向上に努めます。
 - 運転技術に不安のある高齢者による交通事故防止のため、免許証返納を推奨する取組を推進します。
- (3) 消費者の安全安心の確保
- 正しい消費者知識を習得し、自己の意思と責任で対応できるよう消費者教育・啓発・情報提供の充実を図ります。
 - 県消費生活センター、西都児湯消費生活相談センター、警察署等の関係機関と連携を図り、相談業務や広報誌等による消費者問題の啓発を実施し、トラブルの未然防止と迅速な解決に努めます。

Ⅲ. 基地周辺対策

1－基地周辺対策

(1) 騒音対策

- 騒音障害の軽減及び基地と住宅地の間に緑地帯等の緩衝地帯を形成するため、住宅防音工事や建物等の移転補償・土地の買入れの対象区域拡大について、国に強く要望します。
- 第一種区域内に平成15年8月29日までに建築された80w以上の区域に所在する住宅に対する防音工事を促進するとともに、75w以上で80w未満及び平成15年8月30日以降に建築された住宅に対しても、住宅防音工事の対象となるよう国に強く要望します。
- 住宅防音工事や空調機の機能復旧工事における、待機世帯の早期解消と待機期間の短縮を図るよう、国に強く要望します。
- 航空機等から発生する騒音障害の実態を把握するため、騒音測定や離着陸状況を調査し、航空機等の騒音の軽減及び、対策の充実を国に強く要望します。
- 航空自衛隊新田原飛行場の運用により生ずる騒音が特に著しい地域の航空機騒音等による生活上の障害を緩和するための支援に努めます。

(2) 障害防止対策

- 基地関連の排水対策として、関係機関と連携し、整備を図ります。

(3) 基地周辺生活環境の充実

- 在日米軍再編に伴う訓練移転等の訓練期間中は、関係機関と連携し町民の不安解消のため情報を収集し、町民の安全安心の確保に努めます。
- 防衛省所管の基地周辺対策事業を積極的に活用し、道路・河川改修、公共施設整備等各種分野において生活環境の整備推進を図ります。
- 基地周辺財産を有効に活用し地域振興を図るため、必要に応じ国に対して緑地帯整備を働きかけます。

IV. 生活環境

1－土地利用

(1) 土地利用

- 自然環境や生活環境に配慮し、秩序ある土地利用の推進を図ります。
- 必要性や需要を総合的に判断し、適正な土地利用の指導に努めます。
- 新富町都市計画マスタープランに基づく用途地域の見直しを行いながら、調和のとれた土地利用の誘導に努めます。
- 町内へ移転・新設を希望する企業に対し、適正な土地利用が図れるよう誘導に努めます。
- 三納代地区を中心に、騒音移転跡地の更なる活用を国に要望します。
- 当初の目的を失った公共用地について、町の活性化に資する他の公共用、又は民間利用を促進します。
- IoT^{※8}・ビッグデータ^{※9}等の先進技術を活用し、地域の課題や地域格差の解決を図るため、スマートシティ^{※10}の実現に向けた取組を推進します。
- 生涯学習の小さな拠点を、需要と可能性の点から見直し、必要な管理運営を目指します。

2－居住環境の整備

(1) 公営住宅の整備

- 新富町公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正な戸数管理と整備に努めます。
- 住民の生活安定と社会福祉の増進を図るため、公営住宅の需要に応じた供給と適正な管理・整備に努めます。
- 小さな拠点づくりを軸とした高齢者専用公営住宅の建設について推進します。

(2) 住環境対策

- 周辺の生活環境に影響を及ぼす悪影響の度合いや、建築物の劣化の状況に応じて、空家所有者に対し指導・助言を行います。
- 生活環境保全のため、管理不全空家の解消に努めます。
- 宮崎県司法書士会をはじめとする専門家との連携を密にすることで、空家にまつわる様々な問題に対応します。
- 相続財産管理人制度等の活用により、管理者不存在空家の解消に向け取り組みます。
- 空家対策を行う上で必要である相続人調査を円滑に行うため、所有者調査管理システムの整備を行います。

3－公園・緑地の整備

(1) 公園・緑地の整備

- サッカー競技を主とした合宿や大会誘致のため、グラウンド等の整備を推進します。
- 新富町緑の基本計画に基づいて、バランスのとれた総合的な公園緑地の整備を図ります。
- 町民のニーズを踏まえた公園整備を図ります。
- 富田浜公園基本計画を考慮しながら富田浜公園のレクリエーション憩いの場としての利便性向上及び整備を促進します。

※8 IoT…Internet of Thingsの略で、モノのインターネットの訳。家電や車、住宅等をインターネットと接続することで、自動操作や遠隔操作などを行うことが可能。

※9 ビッグデータ…スマートフォンを通じて個人が発する情報やカーナビの走行記録、医療機関の電子カルテなど日々生成されるデータの集合のこと。業務の効率化や新たなビジネスモデルの創出、企業の経営判断等に活用されているデータ。

※10 スマートシティ…先進的な情報通信技術を活用することで、都市や地域が抱える課題の解決などを図る取組。

4－景観の整備

(1) 景観の整備

- 新富町景観計画に基づき、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持・形成に努めます。
- 自然環境、景観と再生エネルギー発電事業との調和に関する条例に基づき、災害の発生を防ぐ良好な生活環境・景観の保全に努めます。
- 道路景観に配慮した整備に努めます。
- 農地の保全を図り、農業景観の維持に努めます。

5－火葬場施設・墓地

(1) 火葬場の運営

- 火葬場の運営管理を行うにあたり、周辺環境との調和に十分配慮します。
- 火葬場運営参画市町(西都市、高鍋町、木城町、川南町、都農町、新富町)と共に施設の適正な維持管理に努めます。

(2) 墓地の管理

- 周辺環境に調和した墓地の適正な管理や整備に努めます。
- 墓地に関する相談に対応できるよう、県との連携を密にします。

V. 環境保全

1－ごみ処理・リサイクル

(1) 適正なごみ処理

- 宮崎市・東諸県・西都児湯の広域的共同処理施設「エコクリーンプラザみやざき」において、可燃ごみの適正処理を図ります。
- 西都児湯クリーンセンターのリサイクル施設において、資源物及び不燃ごみの適正処理を図ります。
- 脱炭素社会^{※11}を見据え、環境配慮型のごみ袋やごみ収集車等の導入を検討します。
- 災害廃棄物処理計画の見直しや関係団体との連携協定締結により、災害廃棄物の処理が迅速に行えるよう体制の構築に努めます。
- 家庭から排出される剪定木の再資源化の実施と、企業との連携により再資源化に向けた調査研究を行います。
- 事業所に対して、廃棄物の適正処理を指導・啓発し、ごみの減量化・資源化を推進します。
- 関係機関との連携により不法投棄監視体制の強化を図り、ごみの不法投棄の防止に努めます。

(2) ごみ減量化及び資源リサイクルの推進

- リサイクル率25%を目標とするとともに、ゼロウェイストシティ^{※12}実現に向けた調査研究を行います。
- 循環社会形成のため、資源リサイクルの広報啓発に努めます。
- 使用済み紙おむつのリサイクルなど新たなリサイクル分野に向けての調査を行います。
- 新富町し尿処理施設から排出される「し渣(脱水汚泥)」の再資源化に向けた調査研究を推進します。

※11 脱炭素社会…地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を実質的にゼロとする社会のこと。

※12 ゼロウェイストシティ…ごみをゼロにすることを目標に、できるだけ廃棄物を減らそうとする活動に取り組んでいるまち。

2-自然環境保全

(1) 自然環境の保全

- 生活排水処理能力を向上させ、河川等の水質改善を図るため、合併浄化槽^{※13}の設置促進に努めます。
- 開発行為に関して、自然環境保護のための適正な監視・指導に努めます。
- 水源の涵養や土砂災害防止機能を持つ森林の適切な保全を推進します。
- 海岸漂着物の撤去・回収に努め、海の豊かさを守る取組を推進します。
- 脱炭素社会の実現に向けたクリーンエネルギー^{※14}の利活用について調査・研究に努めます。
- 関係機関との連携により不法投棄監視体制の強化を図るとともに、不法投棄者に対する責任追及に取り組み、ごみの不法投棄の防止に努めます。

(2) 環境保全意識の啓発

- 「一ツ瀬川河川清掃」「富田浜清掃大作戦」「クリーンアップみやざき」の実施を通して、環境保全意識の啓発に努めます。
- 小中学校や生涯学習などで取り組む環境学習に関する取組を支援し、環境意識の向上に努めます。
- 環境問題に関心を持つ人を増やし、問題解決のための能力の育成を図る教育の推進に努めます。
- 様々な広報媒体を通して、環境保全団体等の取組に関する情報を提供するなど、環境保全に関する意識啓発に努めます。
- クリーンエネルギーの利活用ができるよう調査研究を行います。

(3) 排水処理対策等の充実

- 優先順位をつけながら、降雨に伴う排水処理対策として、道路や河川改修に併せた排水路の整備に努めます。
- 生活排水処理率72.5%を目標に、合併浄化槽の普及啓発に努めます。
- 合併浄化槽の普及促進と災害時の対応が円滑に行えるよう、スマート浄化槽システム^{※15}の導入について検討します。

数値目標

項目	現状値(R2)	目標値(R8)
◆国県道改良率(5.5m未満含む)	87.4%	88.4%
◆町道改良率(5.5m未満含む)	69.5%	70.0%
◆町営公共交通利用者数	6,295名	12,000名
◆防災士資格取得者総数	83名	130名
◆相続財産管理人申立て、略式代執行件数	1件	3件
◆ごみリサイクル率	13.7%	25.0%
◆アカウミガメ上陸回数	293回	340回
◆生活排水処理率	68.8%	72.5%

※13 合併浄化槽…し尿や生活雑排水を微生物の働きなどによって浄化し、きれいな水にして放流するための施設。

※14 クリーンエネルギー…二酸化炭素や窒素酸化物など大気汚染・地球温暖化の原因となる物質を排出しない、または排出が少ないエネルギーのこと。太陽光発電、水力発電、風力発電、バイオマス発電など。

※15 スマート浄化槽システム…GIS(地理情報システム)を利用した浄化槽台帳を整備する方法。

第2節 健康・福祉

ビジョン

誰ひとり取り残されないまち

関連するSDGs



I. 健康づくり

1- 体の健康づくり

(1) 健康管理体制の充実

- こんにちはあかちゃん訪問事業・産後ケア事業・もぐもぐ教室・幼児フツ素塗布事業・フォローアップ事業及び乳幼児健康診査等を通して、乳幼児のいる家庭への相談・支援等を行い、母子保健の充実を図ります。
- 地域に出向いての保健指導や栄養指導を通して、町民の健康の維持増進を図ります。
- 保健相談センター機能の充実や活用により、生活習慣病などの予防や保健相談及び健康教育により、健康への関心を高めることができるよう支援します。
- 青年期^{※16}から健康に関心を持ち、健康を維持するために、健診受診を推進します。
- 保健事業実施計画(データヘルス計画)・新富町はつらつ健康基金事業に基づき、生活習慣病の予防や特定健康診査・各種がん検診の受診率の向上を推進し、疾病の早期発見・早期治療に努めます。
- 特定健康診査結果、国保データベース及びレセプト(診療報酬明細書)データ情報を、生活習慣病対策や健康寿命の延伸に活用します。
- 介護予防の面からも「すこやか高齢者健診」の受診率向上に努め、高齢者の健康づくり対策を進めます。
- 80歳で自分の歯を20本残せるよう、歯周病検診の充実や口腔保健についての知識の普及を図ります。

※16 青年期…子どもから大人へと移行していく時期。厚生労働省「健康日本 21」では 15～24 歳と定義。

(2) 町民の健康を守る取組の推進

- 町民の健康を守るため、健康増進計画の見直しを行い、効果的かつきめ細やかな対応の推進を図ります。
- 町民の健康を守るため、感染症を予防する生活習慣(手洗い・うがい・バランスの良い食事・休養・禁煙・口腔ケアなど)や予防接種について、健康教室や健康診査などの機会を活用し、その有効性や正しい知識の普及を図ります。
- 障がいの発生要因となる疾病の予防や事故の防止に対する知識の啓発に努めます。
- 食育活動について、食生活改善推進員が主体となって地域や団体への調理実習等を行い、食生活改善を積極的に行います。
- 多くの人が集う場を活用して、健康意識の向上を図ります。

(3) 感染症対策の推進

- 感染症予防のため、各種予防接種の有効性を説明の上、接種率向上の推進を図ります。
- 感染症を予防する生活習慣や予防接種について知識の普及を図ります。
- 関係機関と連携し、過去の感染症発生の例を踏まえて予防に関する問題点を共有し、具体的な予防対策を周知します。また、発生時には国の行動計画に基づいて適切に対応することとし、医療機関とも連携・協力し混乱を防止するなど、対策の充実を図ります。
- 結核に関する正しい知識の普及により、町民の感染予防や65歳以上の方の結核検診の受診率向上に努めます。
- マスクや消毒液等の感染予防のための物品は爆発的な感染状況下では品薄になり手に入らなくなることがあるため、自宅でのローリングストック^{※17}を推進していきます。

(4) 地域医療体制の整備

- 町民の医療ニーズに対応して、児湯地域の周産期医療・救急医療体制の整備を図るなど、安心して暮らせる地域医療体制の整備に努めます。
- 初期医療(一次医療)としてかかりつけ医を推進するとともに、一次医療機関が入院治療等を必要とする患者を二次・三次医療機関^{※18}に紹介し、入院を終えた患者に対しては引き続き在宅医療を行う役割も担うなど、医療機関相互の連携が図られるよう地域の医療体制の充実を図ります。
- 医師会の協力を得て、夜間や休日の医療体制の充実を図ります。

2-こころの健康づくり

(1) こころの健康を守る取組の推進

- 生きることの包括的な支援に関する様々な相談先の案内周知に努めます。
- こころの健康意識を高め孤立を防ぐ地域づくりを行うとともに、精神疾患又は身体疾患で受診中の方に対して適切な支援を行うため、「相談・指導・見守り体制」の充実を図ります。
- 精神保健に関する理解の促進を図り、精神疾患を抱える人を適正な医療につなげるよう支援します。

(2) 自殺対策

- 新富町自殺対策計画に基づく自殺対策を計画的に実施し、自殺者ゼロを目指します。
- 地域や行政等各種機関と連携し、自殺予防のための連携・ネットワークの強化を図ります。
- 自殺の危険を抱えた人々に気づき、適切に係わる人材の育成に努めます。
- 学校教育において、心身の健康に関する教育を推進し、児童生徒がSOSを出すことができる環境づくりに努めます。

※17 ローリングストック…備蓄品を定期的に消費し、買い足し、回転させることで、常に一定量を備蓄しておく方法。

※18 二次・三次医療機関…二次医療機関:入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する医療機関。地域の中核的病院。三次医療機関:二次医療機関では対応できない脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷や複数の診療科領域にわたる重篤な患者に対応する医療機関。高度医療や先端医療を提供する病院。

II. 社会保障

1-国民健康保険

(1)国民健康保険制度の安定運営

- レセプト(診療報酬明細書)点検を充実させ、医療費の適正化を図ります。
- ジェネリック医薬品^{※19}の積極的な推進や多受診・重複受診に対する適正指導を行うなど医療費の適正化に取り組みます。
- 特定健康診査^{※20}の受診率向上を図るとともに、特定保健指導の利用勧奨や生活習慣病の重症化を防ぐための早期受療勧奨を進め、医療費の適正化を図ります。
- 保険税の徴収内容を見直し収納率を向上させ、令和6年度以降の収納率97%以上を目標とし財源の確保に努めます。
- 国民健康保険事業の制度や財政状況を理解してもらうための啓発活動を行います。
- 把握した情報をもとに、公正公平な国民健康保険税の課税に努めます。

2-後期高齢者医療制度

(1)後期高齢者医療制度の安定運営

- 宮崎県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、後期高齢者医療制度の適正な運営に努め、制度の啓発活動を推進します。
- すこやか高齢者健康診査の受診率向上に向け、受診しやすい環境づくりに努めます。
- 後期高齢者医療制度の安定のため、現在99%超の現年保険料高収納率を維持するとともに、収納率100%を最終目標に財源の確保に努めます。

3-国民年金

(1)国民年金制度の適正運営

- 若年層を中心に国民年金制度の趣旨理解と老後生活の安定と地域経済の基盤確保のため、年金制度の広報啓発を図るとともに、未加入者や未納者を減らしていくため、所管する年金事務所と協力連携して町民生活の維持向上に努めます。
- 加入者の受給権を確保するため、相談業務の充実を図ります。

※19 ジェネリック医薬品…後発医薬品。「新薬(先発医薬品)」の特許が切れた後に販売される、新薬と同じ有効成分・品質・効き目・安全性が同等であると国から認められた薬。新薬に比べ開発費が抑えられるために、新薬より低価格。

※20 特定健康診査…生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの人を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診。

Ⅲ. 高齢者福祉

1－高齢者福祉

(1) 地域包括ケアシステムの構築

- 地域ケア推進会議等で地域課題を速やかに把握し、自助・互助・共助・公助のバランスをとりながら解決を図る「地域包括ケアシステム^{※21}」推進体制の構築を目指します。
- 地域包括ケアシステムを推進していくうえで、地域ケア個別会議や多職種連携会議で把握された地域課題と、地域住民による支え合い活動を通じて把握された地域課題解決のための体制を構築します。
- 多様な通いの場を起点とした地域支え合い活動から把握された地域課題を協議する場として、居場所づくり事業や地区座談会を通じた地域の話合いの場(第2層協議)の形成を推進します。
- 住民に身近な圏域において、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけを行い、地域福祉を推進するために必要な環境の整備を図ります。

(2) 介護予防・健康づくり

- フレイル^{※22}高齢者や事業対象者、要支援高齢者を対象に、専門職等の関わりによる短期集中的なプログラムを通じて元気を取り戻し、社会参加につなげていく「循環型介護予防・生活支援エコシステム」の構築を推進します。
- 介護や支援が必要となる恐れのある高齢者を対象に、介護保険サービス相当の掃除・洗濯等日常生活上の支援や、居宅での機能訓練を行うサービスの提供に努めます。
- 介護や支援が必要となる恐れのある高齢者を対象に、介護保険サービス相当の機能訓練や集いの場等の役割を兼ねるサービスの提供に努めます。
- 生活支援体制整備事業において、生活支援コーディネーターや町民と連携しながら移動支援や買い物支援等の課題を検討します。
- 高齢者を対象に、生活に関する総合的な相談受付や支援等のサービスを提供し、通いの場の充実や介護予防の推進を図ります。
- 高齢者の居場所づくりの支援に取り組みます。
- 健康寿命延伸のため、国保データベースシステムを活用して訪問健康支援対象者の抽出を行い、専門職による必要に応じた支援を行うことで、生活習慣病重症化予防のための取組を行います。
- 訪問健康支援対象者及び検診受診者のうち、フレイルの疑いがある高齢者に対して、必要に応じて地域包括支援センター^{※23}や地域の通いの場、介護予防・生活支援サービスへの接続を図ります。

(3) 高齢者の生きがいづくり・社会参加

- 既存の老人クラブの形にとらわれない、新たな活躍の場、創出の場となる老人クラブの形について検討を進め、加入者の促進を図ります。
- シルバー人材センターにおいて、その参画の周知方法を改善するとともに、幅広い取組を検討することを促し、就労にとどまらない高齢者の活躍の場の創出を支援します。
- 買い物支援・通いの場創出・移動支援等の地域課題を解決するための各種関係機関とのネットワーク基盤構築を図ります。
- 通いの場の情報誌を作成・更新し、高齢者が集える場所の情報提供の充実を図ります。
- 生涯学習講座やボランティアへの参加など生きがいづくりの充実を図ります。

※21 地域包括ケアシステム…高齢者や障がい者等、何らかの支援を必要とする人が、身近な地域で生涯を安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉・介護などの社会資源やマンパワー(人材活力)を広く活用し、支援を要する人を地域社会全体で支える仕組み。

※22 フレイル…健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態。

※23 地域包括支援センター…保健師または経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を配置し、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関。市町村または市町村が委託した法人が運営。

(4) 高齢者にやさしいまちづくり

- 認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人及びその家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の人等が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。
- 認知症初期集中支援チームが対象とする方の基準を明確にし、認知症の早期発見につながる支援体制構築を進めます。
- 若年性認知症の方が就労や社会参加できるよう、協力事業所等を募り、居場所づくりの推進を図ります。
- 認知症カフェ^{※24}を町内全域で展開するほか、認知症サポーターの活躍の場の創出を推進します。
- 地域ケア会議等における多職種連携による在宅医療・介護連携推進事業の取組について検討します。
- 在宅医療と介護が一体的に提供されるような体制構築を目指した取組を行います。
- 配食サービスにおいて、元気な高齢者が調理・配送で活躍できる場の創出を検討します。
- 生活支援体制整備事業^{※25}における「町内事業者＋高齢者の活躍」の実現を目指して取り組みます。
- 遠隔見守りとしてのサービス向上のため、Sobamii^{※26}を導入し、緊急通報体制の拡充を図ります。

(5) 地域包括支援センターの運営

- 地域の高齢者等が安心して暮らし続けられるよう、介護保険やその他のサービスを利用するための相談支援体制を確保します。
- 介護予防ケアマネジメント^{※27}を担うための役割を十分に果たすための機能の見直し・向上に努めます。
- 権利擁護支援体制機能の見直し・向上に努めます。
- 充実した介護予防事業を実施するための機能の改善・向上に努めます。
- 町内の居宅介護支援事業所^{※28}等に所属する介護支援専門員^{※29}を対象に、情報提供や研修会の支援等を行い、連携の充実を図ります。
- 高齢者等の多様なニーズに対し、保健・医療・福祉のサービスが包括的かつ継続的に提供されるよう、地域ケア会議を中核として、地域における多様な社会資源を総合的に調整し、困難事例や広域的な課題について検討・解決していきます。

※24 認知症カフェ…認知症の人やその家族が地域住民や介護・福祉・医療の専門家と身近な場所で集い、交流できる場のこと。

※25 生活支援体制整備事業…地域の住民や各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目標に、「協議体」や「生活支援コーディネーター」の活動により、高齢者を支える地域づくりの取組。

※26 Sobamii(ソバミー)…家電製品が長時間利用されない場合または長時間利用され続けている場合に自動でセンターに通報し、安否確認を行う緊急通報装置。

※27 介護予防ケアマネジメント…要介護状態になることへの予防と悪化防止を図るため、要支援認定者等に対して、総合事業によるサービスなどが適切に提供できるためのケアマネジメントのこと。

※28 居宅介護支援事業所…ケアマネジャーが常駐している事業所。事業内容は、ケアプラン(居宅サービス計画)の作成のほか、介護相談、必要なサービスの連絡や調整、介護保険に関する申請の代行など。

※29 介護支援専門員…ケアマネジャー。要支援者・要介護者からの相談に応じ、サービス利用にあたりその心身の状況にあわせて適切なサービスを利用できるよう、介護サービス計画を作成し、サービス利用者や施設等との連絡・調整を行う人材。

2-介護保険

(1)介護保険制度の充実

- 公正公平な認定調査を確保するため、介護認定調査員の資質向上を図ります。
- 介護認定審査会を合同で実施する高鍋町・木城町と連携し、要介護認定調査の標準化に向けた取組を実施します。
- 「宮崎県ケアプラン適正化支援マニュアル」を活用し、ケアプラン^{※30}点検体制の維持を図ります。
- 理学療法士や作業療法士等の専門職の意見を取り入れることにより、住宅改修や福祉用具貸与・購入の適正化に努めます。
- 宮崎県国民健康保険連合会からの医療給付と介護給付の突合情報を基に縦覧点検を実施し、介護給付の適正化に取り組みます。
- 介護保険サービス利用者への利用内容の通知を定期的実施することで、サービス利用に関する意識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑制につなげます。
- 介護人材確保のため、関係機関と連携し、介護の仕事の魅力向上、労働負担軽減等の取組を推進します。
- 地域密着型サービス^{※31}事業者等に対し、定期的な実地指導を行うとともに、迅速かつきめ細やかな指導を実施することで、サービスの質の改善・向上を図ります。

IV. 社会福祉

1-障がい者(児)福祉

(1)障がい福祉サービス提供体制の確保

- 日常生活又は療養をする上で、障がいに対する支援が必要な方に対して居宅介護などの訪問系サービスの充実及び家族の負担軽減を図ります。
- 住み慣れた地域で自立して生活を送るため、自立訓練等日中活動系サービスの充実を図ります。
- 体験の機会や場の提供、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等の確保及びその機能拡充を図ります。
- 障がい者施設入所者が、グループホームや一般住宅等での地域生活に移行できるよう地域生活支援事業を活用した支援を行います。
- 適切な障がい福祉サービスが受けられるよう、公平な障害支援区分の認定や支給決定に努めます。
- 障がい者福祉サービスについての理解を深めてもらうため、広報の充実を図ります。

(2)相談支援の提供体制の確保

- 健康診査等の充実を図り、疾病の早期発見・早期治療を図ります。また、乳幼児においても健康診査等の充実を図り、障がいにつながる疾病の早期発見・早期療育を図ります。
- 日常生活において困難さを抱える乳幼児及び保護者に対して、それぞれの状況に応じた育児支援、アドバイス、母親の育児不安の軽減等のための支援を行います。
- 障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言又は障害福祉サービスの支援などを行います。
- 関係機関と連携を図り、障がい者(児)の地域生活への移行や地域定着のための支援体制の充実に努めます。
- 各種ニーズに対応するため、総合的・専門的な相談支援が実施できるように本町における基幹相談支援センターの確保に努めます。

※30 ケアプラン…居宅で介護を受ける高齢者等の心身の状況・希望等を踏まえて、介護支援専門員等が作成する保健・医療・福祉・介護等のサービス利用計画。

※31 地域密着型サービス…認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、出来る限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービス。

- 新富町障がい者自立支援協議会において、地域における障がい者等への支援体制に係る課題を共有し、関係機関との連携及び支援体制に関する協議を行います。
- 「発達障がい」や「障がい者(児)」に対する理解が一層深まるよう、町民への意識啓発を図ります。

(3) 障がい児支援の提供体制の確保

- 障がいのある子どもの発達を支援するために乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行い、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供できるよう努めます。
- 乳幼児健康診査や保育園・幼稚園巡回訪問において、成長段階の養育に困難さを感じている親子に対して「のびのびランド」「ことばの教室」などのフォローアップ事業を案内し、教室を通して支援の充実を図ります。
- 小児発達児を専門とした医療機関受診待ちの期間中にも出来る支援を行います。
- 障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所施設等の充実を図ります。
- 児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築を行います。
- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を行います。
- 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス^{※32}事業所の確保に努めます。
- 医療的ケア児^{※33}及び家族の日常生活における支援を行うため、相談支援体制の整備、支援を行う人材の確保に努めます。
- 障がい児の受入れを行う保育所や放課後児童クラブ等に対して支援を行い、障がい児の受入れを強化します。
- 通常の学級と特別支援学級との連携を推進し、多様なニーズに対応した教育の充実を図ります。
- 特別支援学級において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成の徹底を図り、切れ目のない支援の充実を図ります。

2-低所得者福祉

(1) 低所得者福祉

- 生活に困窮した方が相談しやすい体制の充実を図ります。
- 1人暮らしの高齢者の生活保護相談件数が増加してきており、医療・介護等を含め一元的に対応できる相談体制の構築を図ります。
- 民生委員・児童委員、福祉事務所等と連携することにより生活保護世帯の実態把握に努めます。
- 生活困窮者の自立支援のため、年金や各種手当等の社会保障制度の適正な活用を図ります。
- 子どもの貧困対策を推進するため、経済的困難を抱える子育て世帯の状況の把握に努めます。
- 経済的困難を抱える子育て世帯に対し、学習支援等必要な支援の展開を図ります。
- 教育の機会均等及び人材育成の観点から、経済的理由により修学に困難がある子どもに対し、奨学金による支援を行います。
- 放課後児童クラブの利用料について、利用料の一部助成を行います。
- 生活保護に準じる程度の保護者に対して学用品費、給食費等を援助します。

※32 放課後等デイサービス…児童福祉法改正(平成24年)により創設。6歳から18歳までの障がいのある児童生徒を対象。個別支援計画に基づいて、自立支援と日常生活の充実のための活動などを実施。

※33 医療的ケア児…日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、たん吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童。

V. 子ども・子育て支援

1-子ども・子育て支援

(1) 子育て支援の充実

- 子育て世代包括支援センター「まある」の啓発を実施し、妊娠・出産から子育てまで切れ目ない相談支援の充実を図ります。
- 0歳から高校3年生ままでを対象とした独自の医療費助成の取組を継続し、子育て世帯の経済的負担軽減と子どもの成長を支援するための取組を行います。
- 地域子育て支援センターを中心に、子育て支援サービス等のネットワークづくりに取り組むとともに、子育てに関する相談や子育て関連の情報提供を行います。
- 多子世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ることで、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを行います。
- ファミリー・サポート・センター^{※34}の活動について、支援者を養成するとともに、利用者・支援者双方に対し、継続的に事業内容の周知・啓発を行います。

(2) 幼児期教育・保育の充実

- 乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、保育園・幼稚園巡回訪問を実施し、家庭での乳幼児期の養育に対する支援を行います。
- 幼児期における絵本の読み聞かせを通し、親子で心ふれあう機会の提供に努めます。
- 新富町子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設の時代のニーズにあった定員確保に努めます。
- 多様化する教育・保育のニーズに対応するため、町内保育園等の認定こども園への移行を推進します。
- 一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業等の多様な保育ニーズについて、利用者の動向を注視しつつ取り組みます。
- 保護者がそれぞれのニーズに合った教育・保育の利用ができるよう、各種制度等の情報提供の充実を図ります。
- 多様化する教育・保育のニーズに柔軟に対応できるよう、保育士のスキルアップを図るための機会を提供し、教育・保育の質の向上に努めます。
- 就学前の保育園等訪問や小学校との交流活動等を通して、幼児の小学校教育への円滑な接続を図ります。

(3) 子どもの居場所環境の整備

- 放課後児童クラブの利用希望者の待機状況を見据えながら、適正な定員の確保に努めます。
- 関係機関との情報共有を図りながら、家庭及び地域、学校、行政、企業、民生委員・児童委員、母子保健推進員などが一体となって、子どもたちにとって家庭や学校以外でも安心して過ごせる居場所づくりの整備を進めます。
- 定期的なケース会議の実施や放課後児童クラブ等との連携により、子どもの見守り体制強化の充実を図ります。
- 公園の遊具などの維持管理に適切に取り組み、子どもたちの安全確保を図ります。
- 適応指導教室^{※35}を設置し、学校と連携しながら、不登校児等の児童の自立の場を保障します。
- 居場所環境改善や居場所の確保を必要とする子どもに関する相談体制の整備に努めます。
- 子どもの居場所を確保し、関係機関が連携しながら、見守り強化及び家庭支援・学習支援を図ります。
- 土日等休日の子どもたちの居場所づくりを推進します。

^{※34} ファミリー・サポート・センター…地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

^{※35} 適応指導教室…学校復帰を支援することを目的とし、不登校の子どもを対象に、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善などのための相談・適応指導(学習指導を含む)などを実施。

(4) ひとり親家庭福祉

- ひとり親家庭を対象とした各種支援制度の周知と利用促進を図り、生活の安定と向上に努めます。
- ひとり親家庭を対象とした各種貸付金制度の利用促進を図り、保護者の経済的自立を支援します。
- 関係機関・協議会が主催する会議や研修会に参加し、情報の共有及び連携を図ります。
- 関係機関と情報共有を行い、ひとり親家庭を対象とした相談体制や指導体制の充実を図ります。
- ひとり親家庭の組織活動を通じて、相互交流や親睦を図ります。

(5) 子ども家庭支援

- こども家庭総合支援センター「パプリカ」を中心に、関係機関との連携を図り、情報共有・ケース会議等を行い、子育て世代への支援体制を整えます。
- 子ども家庭の、子育てに関する相談や支援について経済面・精神面など、より専門的な相談に対応できるよう、会議・研修等に参加し支援強化を図ります。

VI. 権利擁護

1－権利擁護

(1) 権利擁護

- 新富町成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、高齢者や障がい者等の人権や権利保護のため、判断能力が十分でない方々の権利等を保護するために成年後見制度の周知・利用促進を図り、地域連携ネットワークの中核機関となる「こゆ成年後見支援センター」等の関係機関との連携に努めます。
- 特定妊婦や支援の必要な家庭のケース会議を定期的開催し、情報共有・相談・支援体制の充実を図ります。
- 成年後見制度における法人後見活動^{※36}を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
- DV^{※37}相談の適切な活用を促すため、DVの影響についての啓発・相談・関係機関との円滑な連携に努めます。
- 要保護児童対策地域協議会^{※38}と関係機関の連携による適切な支援連携強化を図ります。
- 介護や看護を行うケアラー^{※39}が孤立しないための相談体制の確保を図ります。
- 18歳未満のヤングケアラーが、自覚のないまま将来のための大切な時間をケアに費やすことのないよう、関係機関が連携して状況の把握と支援を行います。

※36 法人後見活動…判断能力が不十分な人の保護・支援のために、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人になること。

※37 DV…ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。

※38 要保護児童対策地域協議会…虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置する協議会。

※39 ケアラー…家族介護者等。高齢、身体または精神上的障がい、疾病等により援助を必要とする人に対して、介護、看護、日常生活上の世話等を行う家族や親族等。

(2) 虐待防止

- 虐待防止のため、当事者や養育者・保護者などに対する支援や指導の強化を図ります。
- 虐待防止やその早期発見のため、関係機関との連携体制の充実を図ります。
- 虐待を未然に防止するため、定期的なケース会議を開催し、情報の共有や連携した支援を行います。
- 保育園・幼稚園との情報共有や乳幼児の状況確認を行い、問題を抱える家庭を早期に発見し、虐待防止に努めます。
- 地域包括支援センター等の関係機関との連携に努め、高齢者虐待の早期発見・支援体制を整備するとともに、高齢者虐待に関する情報の共有化に努めていきます。
- 虐待防止やその早期発見のため、関係機関との連携体制の充実を図ります。
- 子どもを取り巻くあらゆる機関が連携し、児童虐待防止のための見守りを強化します。
- 児童虐待に関する相談窓口の拡充及び周知を図ります。
- 児童虐待防止に関する啓発に努めます。

数値目標

項目	現状値(R2)	目標値(R8)
◆特定健康診査受診率	38.8%	60.0%
◆国民健康保険税収納率	96.78%	97.26%
◆ジェネリック医薬品普及率	83.8%	85.0%
◆通いの場実施箇所数	3箇所	4箇所
◆認知症サポーター養成講座開催数	4回	15回
◆障がい者福祉サービス相談支援利用者数	32名	42名
◆放課後等デイサービス利用者数	33名	52名
◆ファミリー・サポート・センター事業利用件数	23件	30件
◆特定教育・保育施設充足率	100%	100%
◆放課後児童クラブ充足率	100%	100%
◆成年後見制度利用支援事業利用件数	15件	20件

第3節 教育・文化・人づくり

ビジョン

生涯を通して活躍できるまち

関連するSDGs



I. 義務教育

1-義務教育

(1) 社会の変化に対応した教育の推進

- 児童生徒の発達段階に応じ、SDGs^{※40}の17の開発目標の理解が深まるよう、授業での取組を進めます。
- グローバル化^{※41}に対応した人材を育成するため、海外交流事業を継続し、小中学校で外国語専科教員や外国人指導助手(ALT)、地域人材等を活用し、外国語のコミュニケーション能力育成を図ります。
- タブレット端末を活用し、インターネットを利用した授業の普及など情報教育の環境を整備し、子どもたちの情報活用力の向上を図ります。
- 情報リテラシー教育^{※42}推進のため、ルールブックを作成し、各学校と家庭が連携して情報モラルを徹底できるよう啓発します。
- 教員のICT^{※43}活用指導力(タブレット端末の活用等)向上研修の充実と各学校における情報教育リーダーを育成します。
- 家庭や地域、企業等と連携し、児童生徒それぞれの発達段階に応じた環境教育を推進します。

※40 SDGs…「Sustainable Development Goals(サステナブル ディベロップメント ゴールズ)」の略称で、2015年に国連で採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

※41 グローバル化…文化、経済、政治など人間の諸活動、コミュニケーションが国や地域などの地理的境界を超えて大規模に行われること。

※42 情報リテラシー教育…情報機器の操作方法を教えるだけでなく、インターネットや携帯電話などから、子どもたちにもたらされる危険性についても教える教育。

※43 ICT…「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、通信技術を使用して人とインターネット、人と人がつながる技術。

(2) 教育内容と環境の充実

- 安全な教育環境を実現するため、感染症対策に努めるとともに町内小中学校施設の長寿命化を見据えた改修等を進めていきます。
- 多様な学習活動を支援するため、教材・備品の整備を計画的に行います。
- 校務を支援するシステムの構築・改善及び情報セキュリティ対策を推進することにより、安心して効果的な校務処理を可能にし、教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境づくりを推進します。
- 児童生徒それぞれの発達に段階に応じた教育環境を体系的に推進します。
- 学校給食を通じて、地産地消の推進や、食品ロス削減など食に対しての様々な取組を充実させることにより、子どもたちの健やかな成長の促進を図ります。
- 読書を通じた人づくりを推進するため、ファミリー読書などの小中学校読書推進活動や、学校図書サポーターによる読書サポートを継続して行います。
- 非常勤講師を配置し、少人数学習等、児童生徒の学力向上を図ります。
- 県教育委員会からの指導主事の派遣を通し、教職員の資質向上と学校業務の改善を図ります。
- 児童生徒への指導を強化するため、各学校の教職員のなかから「学力・授業力向上推進リーダー」を委嘱し、町内教職員の意識と指導力の向上を図ります。
- 各学校で学校経営案を作成し、児童生徒へ健康安全教育を実施します。
- 地域人材を活用した部活動での外部指導員の導入を図ります。

(3) キャリア教育の推進

- 企業・事業所等への職場体験活動を通して、望ましいキャリアプランニング※44能力の形成を促進します。
- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力を育成するため、小中一貫したキャリア教育を推進します。
- 産学官・地域・家庭が連携・協働したキャリア教育を推進し、生涯学習人材バンクや県キャリア教育支援センター等の出前授業等も積極的に活用します。
- 勤労観・職業観等の価値観の形成・確立につながる小中一貫したキャリア教育を推進します。

(4) 特別支援教育の充実

- 就学相談会、就学時健診、保護者面談、就学時指導委員会の実施により、支援を必要とする児童の早期発見に努めます。
- 通常の学級で必要な特別支援教育の支援や合理的配慮を行う支援員などの配置に努めます。

(5) いじめ防止対策の取組

- いじめに対する校内相談体制の充実を図ります。
- いじめなどの子どものサインを見逃さないよう定期的な実態の把握に努めます。
- ネット上のいじめを防止するための取組を推進します。
- 新富町いじめ防止基本方針及び各小中学校いじめ防止基本方針の保護者等への周知を図ります。

※44 キャリアプランニング…自分の仕事(キャリア)のライフプランを考案し、将来的に自分がどのようにしていきたいのかを明確に思い描いていくこと。

II. 青少年健全育成

1－青少年健全育成

(1) 健全育成環境づくり

- 学校を核とした地域づくりとして、地域学校協働活動推進体制を整備するとともに、企業やNPOなど多様な主体の参画により連携を図り、地域ぐるみによる教育を推進します。
- 学校評議員制度から、コミュニティ・スクール^{※45}への移行を行うなど、地域ぐるみで教育的課題を解決する仕組みを構築し、学校と地域が一体となった教育活動を推進します。
- 児童生徒が経済的な理由から教育を受けることが困難とならないよう、就学や進学に関する支援を行います。
- 家庭教育事業(家庭教育学級委託事業、思春期講座、小学校の授業参観時の託児等)の充実を図り、家庭教育を推進します。
- 「青少年の声を聴く集い」を継続して開催し、児童生徒が地域のことを考え、地域の方々に発表する機会を体験することにより、人と地域とのつながりの大切さを学ぶ機会を創出します。

(2) ふるさと教育と社会参加の推進

- 教科等の学習指導や総合的な学習の時間において、小学校社会科副読本「わたしたちの新富町」や文化財の活用などを通じ、地域の特性を生かした「ふるさと学習」を推進します。
- 総合的な学習の時間において、地域の暮らしや伝統文化をテーマとした横断的・探究的な授業に取り組み、地域が抱える課題をよりよく解決する資質や能力を育成します。
- 学級活動、児童会・生徒会活動などの「特別活動」の取組を通して、地域の一員としての自覚や地域の活動へ主体的に参画する意識を高め、社会の一員として必要な資質を養います。
- 社会科等の授業で「主権者教育」を行うことで、主権者として社会の中で自立し、他者との連携・協働しながら社会を生き抜く力を育成します。

III. 生涯学習

1－生涯学習

(1) 生涯学習環境の整備

- 総合交流センター「きらり」や公立公民館等の生涯学習施設の整備・運用を進め、町民の生涯学習の拠点とするとともに、民間事業者の参画による地域活性化事業にも取り組みます。
- 生涯学習講座修了生などの人材バンクへの登録を積極的に進め、指導者の育成を図ります。
- タブレット等のICT環境を整備し、オンライン講座などで町民生活のデジタル化を推進します。

(2) 生涯学習活動の促進

- 地域や町民の自主的な生涯学習への取組に対する支援を図ります。
- ニーズに応じた生涯学習機会の提供を図ります。
- 生涯学習活動と学校教育との交流を図り、連携・協働を推進します。

^{※45} コミュニティスクール…学校運営協議会制度。学校に教育委員会から任命された保護者や地域の方などで構成する「学校運営協議会」を設置し、一定の権限と責任を持って、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりするなど、保護者や地域の方が学校の様々な課題解決に参画していく仕組み。

IV. 文化芸術

1－文化芸術

(1) 文化芸術に親しむ機会の充実

- 総合交流センター「きらり」と文化会館「ルピナスみらい」の機能や設備を充実させ、生涯学習や文化活動の拠点となるように環境を整備します。総合交流センターでは、図書館資料を町外の方々にも貸出しできるように、蔵書の充実を図り、生涯学習センターの機能とともに幅広い交流の拠点となるよう取組を進めます。
- 年齢期に応じた本の出会いの場を提供するとともに、全ての町民が読書を身近に感じ親しむことができるよう、読書活動の推進を図ります。
- 文化芸術にかかわる体験活動等を通して、自己の在り方・生き方を考えることができる力を育む教育の充実を図ります。

(2) 文化施設の活用

- 町民が利用しやすい文化会館運営に努め、指定管理者の創意工夫による自主文化事業を推進し、町民に愛される施設運営を促進します。
- 様々な助成事業等の活用も想定し、自主文化事業における啓発的な文化芸術事業を検討します。
- 自主文化事業の運営に文化サポーターの継続的な参加を呼びかけ、愛される会館運営を継続します。
- 文化会館の大規模改修を進め、利用しやすい環境づくりを進めます。

(3) 文化芸術活動の推進

- 町民の文化活動に対して、発表活動の場の提供を図るとともに、指導者の養成・紹介などの支援を図ります。
- 地域の郷土芸能などの保存・伝承のため、活動機会の提供を行うとともに、国や県が実施する補助事業、民間財団等が実施する助成金事業の情報提供を行い、後継者の養成や用具の充実を図ります。
- 総合交流センター「きらり」や文化会館「ルピナスみらい」の環境を整備し、新たな文化芸術の創出を図ります。

(4) 文化財の保存と活用

- 新田原古墳群の調査を継続し、古墳公園として町民の憩いの場となるよう整備を行います。
- 地域住民の方々や関係機関と連携して、日本遺産に認定された新田原古墳群の活用に努めます。
- 資料館を中心とした歴史資料のデータベース化を進めます。
- 百足塚古墳出土埴輪について国の重要文化財指定を目指します。
- 国指定の天然記念物である湯之宮座論梅の保護増殖と周辺環境の整備を図ります。
- 文化財保護意識の啓発を図ります。
- 町内の文化財のネットワーク化を進め、魅力ある空間づくりを行い、資料館を中心とした町内の学習活動や観光面での活用を図ります。
- 県指定高鍋神楽^{※46}の国指定に向けた取組を、保存会や関係市町村と連携して進めます。
- 文化財を活用することで、郷土を理解し、誇りと愛着をもち、将来を担う人材を育む教育を推進します。

^{※46} 高鍋神楽…旧高鍋藩領内に伝承されている神楽。毎年旧暦12月11日に、八幡神社(新富町)・愛宕神社(高鍋町)・八坂神社(高鍋町)・比木神社(木城町)・白髭神社(川南町)・平田神社(川南町)の6神社が輪番で大神事を行い、夜を徹して神楽33番を奉納。

V. スポーツ

1-スポーツ

(1) 誰でも参加できるスポーツの推進

- 誰もが安心して参加できるスポーツ環境づくりを進めます。
- スポーツ推進委員派遣事業などを通じて、地域の自主的なスポーツ活動やスポーツ団体への支援を行います。
- スポーツ関係団体と役割を分担し、各種スポーツ・レクリエーション大会の充実を図ります。
- 町民のスポーツ活動を支援するため、スポーツ指導者の育成を図ります。
- ニュースポーツ^{※47}の導入を積極的に図り、多くの方に利用してもらえるような周知を行います。

(2) スポーツ環境の整備

- 学校施設を地域へ開放するなど有効活用を図ります。
- 施設予約のデジタル化等利用しやすい環境づくりを行い、公共スポーツ施設の利用率向上に努めます。
- 老朽化した設備の修繕を計画的に進め、安心して利用できるよう努めます。
- 国民スポーツ大会に向けたスポーツ施設の整備を図ります。

VI. 協働の推進

1-協働の推進

(1) ボランティア団体との協働の推進

- 地域課題解決などの町民のニーズに幅広く・迅速に対応できるよう、町と各種ボランティア団体が協働した行政運営に取り組みます。
- 町と協働して課題解決を行うボランティア団体に対し、まちづくり団体への登録を促すとともに、各種補助金等の活用を通じて、活動を支援します。
- 町とボランティア団体との協働を通し、地域活動への町民の参加を促進します。
- 町内で行われるボランティア活動に関する広報啓発に努めます。
- 社会福祉協議会が運営するボランティアセンターや有償ボランティア団体等と連携し、高齢者ができる限り自立した生活を送れるよう支援していきます。

(2) 民間との協働の推進

- 多種多様な団体と連携協定を行うことで、町だけでは実現できない幅広い取組を行い、地域活性化に取り組んでいきます。
- 企業版ふるさと納税^{※48}の寄附を推進し、企業の社会貢献やSDGsの実現のフィールドとして町を活用することを呼びかけることにより、ハード・ソフトの両面に及ぶ町の地域活性化の取組を実現できるよう事業を展開します。

※47 ニュースポーツ…子どもから高齢者までレクリエーション感覚で楽しめるスポーツ。

※48 企業版ふるさと納税…企業が自治体に寄付をすると税負担が軽減される制度。

Ⅶ. 人権と多様性の尊重

1－人権の尊重

(1) 人権教育・啓発の推進

- 各学校における道徳教育の充実を図ります。
- 人権尊重のまちづくりを推進するため、人権擁護委員による「人権・なやみごと相談所」の開設を継続します。

2－多様性の尊重

(1) 多様性社会の実現

- 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、LGBTQ^{※49}を公表している人と協働して、出前授業を開催するなど、LGBTQに関する理解を深めるための取組を行います。
- パートナーシップ宣誓制度^{※50}を導入している他市町村と連携し、利用しやすい環境づくりについて検討を行います。
- 障がい者雇用を推進するため、新富町役場でのチャレンジ雇用^{※51}の取組を促進します。
- 男女共同参画の着実な実現に向けて、男女共同参画計画の更新策定を継続して行います。
- 女性の各種審議会等への積極的な登用を進めます。
- 男女協働参画週間に、ポスターの掲示等を含めた広報・啓発活動に努めます。
- 母性の保護や女性の心身にわたる健康づくりのため、こんにちはあかちゃん訪問事業や産後ケア事業を実施します。

3－多文化共生^{※52}

(1) 多文化共生社会づくりの推進

- 外国人住民が安心して日常生活をおくり、地域住民と共に円滑に社会生活を営むことができるよう、やさしい日本語による行政情報の提供や、公共施設の案内表示等において多言語での記載やわかりやすい日本語表記に努めます。
- 総務省が策定する「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、多文化共生社会づくりを推進していきます。
- 外国人住民が、主体的に地域社会に参画できる体制づくりに努めます。
- 広報を活用した異文化の紹介や外国語を学ぶ生涯学習講座を通じて、多文化共生の意識啓発・醸成に努めます。
- 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定について、検討します。
- 外国人住民の増加・多国籍化に対応可能な、災害時等の対応体制の確立に努めます。
- 外国人雇用者に対し、事業所や国際交流協会等と連携しながら日本文化への理解の推進と地域生活への円滑な定着を支援します。
- 成人式において、外国人住民に参加してもらい、国籍等の異なる人が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として人と人のつながりを作る機会の創出を行います。

※49 LGBTQ…Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)、QueerやQuestioning(クエアやクエスチョニング)の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ(性的少数者)を表す総称のひとつ。

※50 パートナーシップ宣誓制度…一方又は双方が性的マイノリティである2人の者が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したことを宣誓し、パートナーシップの関係にある者同士がそろって宣誓書を自治体に提出し、自治体が受領証等を交付する制度。

※51 チャレンジ雇用…各省庁・自治体において、働く意欲のある障がい者を非常勤職員として1年以内の期間を単位に雇用し、1～3年の業務の経験を踏まえて、ハローワーク等を通じて一般企業等への就職につなげる制度。

※52 多文化共生…国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(2) 国際交流の推進

- 児童生徒の海外交流事業を推進し、国際化に対応できる人材育成を推進します。
- タブレット授業を活用し、海外日本人学校等とオンラインで繋ぎ国際交流の促進を図ります。
- 外国人指導助手(ALT)や地域在住の外国人等を活用し、外国の文化や生活習慣等の正しい理解を深める教育を推進します。

数値目標

項目	現状値(R2)	目標値(R8)
◆部活外部指導員数	8名	8名
◆キャリア教育実施回数	3回	6回
◆LD ^{※53} ・ADHD ^{※54} 通級指導教室数	3教室	3教室
◆生涯学習講座参加者数	122名	200名
◆新富町図書館蔵書冊数	81,903冊	106,000冊
◆文化会館利用者数	12,955名	50,000名
◆スポーツ教室参加者数	32名(R1)	60名
◆連携協定締結件数	12件	10件
◆審議会等の女性の登用率	24.3%	28.8%
◆外国人住民向け広報回数	0回	12回

※53 LD・・・学習障害のことを指し、全般的に知的発達に遅れはないが、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」といった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなったりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態。

※54 ADHD・・・注意欠陥多動性障害のことを指し、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力・衝動性・多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業に支障をきたす状態。

第4節 産業・経済

ビジョン

仕事があり、人が集まる、魅力あふれるまち

関連するSDGs



I. 農林水産業

1- 農林水産業

(1) 農林水産業経営の充実

- 小麦などの戦略作物^{※55}の栽培による「2期作」を推奨し、農家の経営安定を促します。
- 収入保険の加入を促すことにより、農家の経営安定を図ります。
- 他産業法人による農業参入を呼び込み、新しい農作物の研究を図ります。
- 農業関連イベント参加などの機会に他産業の企業版ふるさと納税などの活用を呼びかけ、持続可能な農業の実現に向けた実験棟施設の建設を推進し、新たな高収益作物の開発を目指します。
- 企業等と連携して、ドローンや自動収穫機などのスマート農業^{※56}を促進することにより、農作業の省力化を図ります。
- 消化液の活用や耕畜連携の取組を推進し、有機栽培やオーガニック栽培による農作物の生産量拡大に努めます。
- 関連法令等を活用しながら農地利用の最適化を図り、担い手への集積化に努めます。
- 農地パトロール等を実施し、関係機関と連携しながら遊休農地の解消に努めます。
- 新富町森林整備計画に基づき林業経営充実のため、適正な森林管理に努めます。
- 水産業経営充実のため、内水面をはじめとした水産業の振興を図ります。
- 漁港など、漁業施設の整備を図ります。
- 水産資源保全のため、河川の濁水防止に努めます。

※55 戦略作物…食料自給率の向上に貢献する作物として国が指定したもの。小麦、大豆、飼料作物等。

※56 スマート農業…ロボット技術やICTを活用して超省力・高品質生産を実現する農業。

(2) 新規就農者及び農業後継者の支援

- 一般社団法人ニューアグリベースと連携し、就農希望者が集まる機会を活用して、本町での就農希望者に対し、新富アグリカレッジ・農業実践塾・トレーニングハウスなどで、就農に必要な基礎知識、栽培技術の習得及び安定的な農業経営ができるよう支援します。
- 積極的に就農相談会等へ参加し、本町の受け入れ体制をPRすることにより、新規就農者の確保を図ります。
- 農業後継者に対し就農支援交付金の活用を推進し、農業経営が維持できるよう支援していきます。
- 担い手不足を解消するため、将来の地域農業の担い手を中心に法人化に向けての積極的な後押しをし、法人化を促し、持続可能な農業を支援していきます。
- 新規就農者や農業後継者に対し年金制度の啓発を行い、農業者年金の加入推進に努めます。

(3) 農産物加工・流通対策の充実

- 学校等と連携して試作品を考案し、加工品開発及び出口戦略を積極的に推進していきます。
- 三納代地区に販売施設等の建設を促進し、農の拠点を作る取組を推進していきます。
- 農の拠点施設において地域の農作物を活用した加工施設の建設を推進していきます。
- 地域経済の拠点となる直売所施設にてECサイト^{※57}やふるさと納税を活用することで、町外からの外貨獲得に努めていきます。
- 人材育成や販売施設等を拠点とした特産品の販売など、一般財団法人こゆ地域づくり推進機構(以下、「こゆ財団」と連携し地域経済の創出を図ります。
- 地産地消の取組を通じて、農業者と町内外の消費者を結びつける取組を推進します。

(4) 農業生産基盤の整備

- 土地改良事業により農業基盤整備を進め、生産性の向上を図ります。
- 用排水路や農道等において、定期的な点検を行い、長寿命化対策に努めます。
- 未舗装農道の解消のため、未舗装農道の整備を推進します。
- 人・農地プランや農地中間管理機構を活用し、農地の有効利用を図ります。
- 畑地等灌漑用パイプラインの安定供給のため、関係機関と連携し、減圧水槽等の維持管理を支援します。
- 大和地区と新田西地区のほ場整備区域で高収益作物の積極的な作付の実証を行うことにより、将来の農業経営の安定を図ります。
- 農地の潮害防止のため、防潮林の保全に努めます。

(5) 畜産の振興

- 各種補助事業を活用し、畜舎や堆肥舎の整備、家畜導入等の支援をすることで生産基盤の強化を図ります。
- 高齢化による離農者の増加が見込まれることから、飼養頭羽数の減少対策として若手農家への規模拡大を支援・推進します。
- ロボットなどのICT、IoTを活用したスマート畜産^{※58}を推進し、農家の働き方改革の支援に努めます。
- 口蹄疫や鳥インフルエンザなどの伝染病を発生させないよう、県などの関係機関と連携し防疫の強化を図ります。
- 町営牧場を放牧場として再整備し、畜産業の後継者育成のための研修を行うなど、新たな畜産拠点として活用します。
- 経営規模を拡大しようとする農家と連携して、町営牧場の活用を含めた就農希望者の研修体制を強化します。

※57 ECサイト…自社の商品やサービスをインターネット上で販売するためのウェブサイト。

※58 スマート畜産…人手不足対策や業務の効率化を図るための手法。タンク内の餌の減り具合の確認や家畜の体重測定など負担が大きい作業をデジタル技術を使用して軽減することなど。

(6) 環境に配慮した農業の推進

- 持続的な畜産の発展のため、家畜排せつ物や排水を適正処理し、環境に配慮した経営の推進を図ります。
- 飼料生産には地域で生産される堆肥等を活用するなど耕畜連携による資源循環の取組を推進します。
- 家畜排せつ物を利用したバイオガス^{※59}施設等の計画づくりを進めるとともに、副産物である消化液の活用について推進していきます。
- カーボンニュートラル^{※60}の実現に向け畜舎等へ太陽光パネルを設置するなど、畜産における脱炭素への取組を推進します。
- 低化学肥料・科学合成農薬の使用を低減する有機栽培、生分解マルチ^{※61}を利用した廃プラ削減、ハウス重油削減等の取組など環境に優しい農業に取り組む農業者の支援を推進します。
- 笹サイレージ^{※62}などを活用した土壌改良に取り組みます。

II. 商工業

1- 商工業

(1) 商店街の活性化

- 商店街の活性化を図るため、新富町商業協同組合と連携し「ギャラリーしんとみ」を活用した人流の回遊促進に取り組みます。
- 新富町商業協同組合やこゆ財団等が商店街で実施するイベント等を支援し、にぎわいを創出し活性化を図ります。
- 商店街の実情を把握するとともに、国や県等の商店街支援策を随時案内し、積極的な活用が図れるよう支援します。

(2) 商工業経営の改善

- 商工会と連携し、商工業研修センターを活用した産業人材の育成を図ります。
- 金融機関と連携して町融資制度を運用し、中小企業及び小規模企業の経営の安定化を促進するとともに、積極的な活用推進を図ります。
- 意欲的な事業者の経営基盤や人材育成の強化、新商品・新サービスの開発、事業者間連携による取組等を促進し、地場産業の活性化を図ります。
- 事業者の経営改善を図るため、企業訪問等により事業者が抱える課題の把握に努め、国や県の支援施策、宮崎県産業振興機構等の支援機関とのマッチングに取り組みます。
- 農業、商業などの連携を図った地場産業の育成に努めるとともに、本町の特色を活かした食と農が連携できる産業の誘致や育成に取り組みます。
- デジタル媒体を活用して、町内外の消費者に対する町内事業所の商品情報等の発信や販売促進活動の強化を図ることにより、域内消費の拡大及び域外からの外貨獲得を図ります。
- 国、県や関係機関の事業者支援策等の情報を町ホームページやメールで随時案内します。
- 事業者が受注機会を逃すことなく販路拡大等を可能にするための生産性向上に積極的に取り組めるよう支援します。
- 商工会と情報を共有し、町内事業者の現状把握に努め、時勢に応じた支援を行います。

※59 バイオガス…天然ガスと同様にメタンガスを主成分とするガス。そのまま燃焼させることができるため、ボイラやガスエンジン、ガスタービン機、燃料電池に利用することが可能。

※60 カーボンニュートラル…温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

※61 生分解マルチ…壤中の微生物によって分解されるフィルム。

※62 笹サイレージ…伐採した竹から製造される家畜用飼料及び土壌改良材。

(3) 創業及び事業承継の促進

- 産業の新陳代謝の促進により、町内消費活動の活発化を図るため、創業及び第二創業^{※63}を支援します。
- 町外から移住し、町内で創業又は第二創業する事業者に対して手厚い支援を行うことで、町内での創業を促進し地域経済の活性化を図ります。
- 商工会と連携し、創業希望者の支援段階に応じて、経営基礎知識習得のための創業塾を実施するとともに、創業の実現に向けたサポート及び創業後のフォローアップを行います。
- 新富町チャレンジショップの積極的な活用促進により、創業希望者の掘り起こしを行い、商工会や関係機関と連携して創業に向けた支援を行います。
- 商工会や関係機関と連携し、事業承継に対する意識の醸成を図ります。
- 事業者が事業承継を円滑に行えるよう、セミナー開催等の各種情報をホームページ等で案内します。

2-企業誘致

(1) 企業誘致の推進

- 移転や増設を希望する企業に対し、ニーズに合った場所を提供できるよう、空き地や空き物件に関する情報把握に努めます。
- 魅力ある職場創出につながるよう、多種多様な企業の参入に対応できる体制づくりに努めます。
- 時代に沿った運用ができるよう、随時、新富町企業立地促進条例の見直しを行いながら、企業誘致の推進に努めます。
- 町内企業のフォローアップに努めることで、町外への移転等を防ぐとともに、関連企業の誘致等を進め、産業の活性化に努めます。
- 企業誘致を見据え、企業が活用できそうな土地周辺の環境整備に努めます。

Ⅲ. 雇用

1-雇用

(1) 雇用の推進

- 公的融資制度を活用し、中小企業の支援を図ります。
- 人手不足の問題を抱える事業者の人材確保や人材育成を支援します。
- 新規雇用を予定する事業者に対し、県等が実施する就職説明会等への参加案内をはじめ、人材確保や人材育成に関する情報を随時案内します。
- 県が構築した就職マッチングサイトへの登録等を促進し、県内外から多様な人材の確保が図れるよう支援します。

(2) 多様な就業ニーズに応じた就業支援

- 公的職業訓練制度の活用を促進し、異業種への職業転換や職業能力の開発及び向上を支援します。
- ハローワークと連携し、随時、求人情報を町のホームページ等で案内します。

※63 第二創業…現に事業を営んでいない者が事業を承継し、既存事業以外の事業を新たに始めること。

IV. 観光

1－観光

(1) 観光資源の整備・充実

- 三納代地区を中心としたまちづくり事業で、町内外からの誘客を促し、交流や産業振興の拠点として賑わいを創出することができるよう施設整備を進めます。
- 地域の観光資源を磨き上げ、季節を問わず誘客が見込まれる体験型観光^{※64}を推進するため、民間企業やこゆ財団が行う観光商品化を支援します。
- 観光事業に取り組む団体等と連携し、町が所有する遊休施設などを活用した滞在型観光を可能とする施設整備や誘致を推進します。
- 新田原古墳群、湯之宮座論梅、富田浜周辺の整備を進め、観光振興・地域振興を図ります。

(2) スポーツによる集客の推進

- 県サッカー協会や各種団体と連携し、新富テゲバサッカースタジアムとフットボールセンターを中心とした「サッカーエリア」において、各種大会や合宿等を積極的に誘致するとともに、サッカー以外の多目的利用も進め、町を訪れる交流人口を拡大させます。
- 商工会や関係団体と連携し、サッカーの試合に合わせた様々な取り組みを行い、町内外からの集客を図るとともに、町内の回遊促進を図ります。
- 新富町商工会や各種団体と連携し、町民の身近な娯楽としてサッカー観戦が浸透するよう事業を展開します。

(3) 観光PRの推進

- 観光マップを積極的に活用し、本町の観光資源をPRします。また、観光マップ等を電子化し、効率的に発信できる仕組みづくりを行います。
- デジタル媒体を活用した観光情報発信やスタンプラリー等の新たな取組を積極的に行い、魅力発信による町のファン層拡大を図ります。
- テゲバジャーロ宮崎のホームタウン活動等を通じて、観光事業に取り組む団体等と連携し観光PRを推進します。
- さいとこゆ観光ネットワークと連携し西都・児湯内を周遊させる仕掛けを施し、SNS^{※65}等を活用して町内各地の潜在的な魅力発信を行います。
- 花の開花状況や各種イベント情報をホームページ等で案内し、町内外からの集客を図ります。

※64 体験型観光…従来の観光スポットを巡る観光ではなく、サイクリングやサーフィンなどのアクティビティや文化などを、肌で体験する観光。

※65 SNS…Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

数値目標

項目	現状値(R2)	目標値(R8)
◆認定農業者数	392名	383名
◆町外からの農業参入法人数(累計)	1法人	6法人
◆新規就農者数(55歳以下)	6名	17名
◆農産園芸に関するスマート農業活用件数	2件	4件
◆新規畜舎建設数	0棟	2棟
◆バイオガス施設数	1箇所	2箇所
◆ギャラリーしんとみ来客者数	4,326名	7,000名
◆商工業振興補助金交付件数	10件	15件
◆創業支援事業補助件数	1件	4件
◆誘致企業等認定企業数	1社	1社
◆町内雇用者数	6,650名	6,500名
◆サッカースタジアム集客人数	2,409名	60,000名

第5節 地方創生

ビジョン

新しい価値を生みだし、活性化するまち

関連するSDGs



I. まちづくり

1-移住・定住

(1) 移住・定住の促進

- 住み続けたい、住んでみたいと思われるよう、各分野での総合的な施策を図ることにより移住・定住を促進します。
- 移住希望者が、必要なときに必要な情報を入手できるよう、移住の検討に必要な広報の充実に努めます。
- 移住希望者がスムーズに必要な情報の収集が出来るよう、ワンストップ相談窓口の適正運営に努めます。
- 地域おこし協力隊^{※66}制度等を積極的に活用し、今後の様々な分野での担い手となる人材の定住促進を図ります。

(2) 空き家対策

- 空き家を遊休資産化させないよう、積極的な広報等により、空き家管理者への空き家バンク^{※67}への登録を勧め、利活用による地域活性化を推進します。
- 空き家バンクに登録された物件を利用希望者に情報が届くよう、町ホームページでの発信や、宮崎県移住支援センター等と連携した情報発信を強化します。
- 遊休地の利活用推進のため、空き家の取り壊し支援や、空き地対策などについても検討します。

^{※66} 地域おこし協力隊…都市地域から過疎地等の地域に移住して、地域おこしの支援を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

^{※67} 空き家バンク…空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したいと考えている人に紹介する制度。

2-関係人口^{※68}・交流人口^{※69}の拡大

(1) 関係人口の拡大

- 地域おこし協力隊インターン制度等を活用し、新富町の魅力や新富町地域おこし協力隊の活動を、直接、新富町に来て体感してもらうことで関係人口拡大に繋げていきます。
- 町が所有する遊休施設や遊休地等をテレワークオフィス^{※70}や研修施設などに活用することで、将来的な関係人口拡大に繋げていきます。
- 新富町人会との交流を通して、県外在住の本町に縁のある方との交流の機会を拡大していきます。
- ふるさと納税制度を活用し、住んでいなくても地域に貢献出来る価値観づくりを推進します。

(2) 交流人口の拡大

- 町の観光地や文化財等の地域資源を磨き上げることによって、その魅力をアピールし、体験型観光による本町のファンの獲得を図り、町外から人が訪れる機会を創出します。
- 滞在型観光が可能な施設設備を、整備又は支援し、町外在住者が滞在する環境を創出します。
- サッカースタジアムやフットボールセンターを始めとしたスポーツ施設を充実させることで、大会や合宿などを誘引し、町を訪れる交流人口を拡大していきます。
- 企業等の民間事業者と連携した情報発信や交流イベントにより本町への交流人口の創出を図ります。
- こゆ財団と連携し、体験型観光や教育旅行^{※71}を充実させ、本町のファンの獲得を図ります。

II. ひとづくり

1-地域コミュニティ活性化

(1) 地域コミュニティ活性化

- 地区加入促進を図るため、町外から転入された方に地区加入パンフレットを配布します。
- 様々な広報手段を活用し、地区加入を促進します。
- 地区加入要件を全地区で平準化するための体制整備について検討します。
- 地区間の交流を図るため、複数の地区加入を許容します。
- 1地区に2名以上の地区担当職員を配置し、地区行事に参画し、地区と行政の相互協力のもと地域活性化を図ります。
- 自発的に地域を活性化する取組を行うための団体設立や検討を支援します。
- 自発的に地域を活性化する取組を継続して行うまちづくり団体の活動やイベントの開催を支援します。
- 自治公民館の円滑な活動を支援します。

※68 関係人口…地域にルーツがあったり、過去に地域に勤務や居住、滞在したことがある人。

※69 交流人口…仕事や観光などで地域を訪れる人。

※70 テレワークオフィス…ICT(情報通信技術)を活用して、一時的に仕事場として利用できる場所。

※71 教育旅行…教育上の目的で実施される旅行。修学旅行、林間学校、移動教室など。

Ⅲ. しごとづくり

1－魅力ある働く場の創出

(1) 成長産業育成の支援

- 農産物の6次産業化^{※72}やブランディング^{※73}など、魅力ある商品開発を支援し、農家や事業所の収益増加を促します。
- 成長が期待される産業分野に取り組む事業所を支援します。

(2) 新技術・デジタル技術の導入の促進

- AI^{※74}、ICT等の先端技術を組み入れた農業機械等の導入に関する情報提供や補助金申請のための支援を積極的に行います。
- ICT等の先端技術を取り入れた設備の導入を支援し、生産性の向上や利益の増大を通じた雇用の創出を図ります。
- 地域活性化起業人制度等を活用し、ECサイトの活用促進や既存事業の見直しを含めた新事業の構築において、民間企業からの人材派遣を受け入れ事業を実施します。

数値目標

項目	現状値(R2)	目標値(R8)
◆移住相談受付件数	－	20件
◆地域おこし協力隊員数(R2以降累計)	27名	66名
◆空き家バンク制度マッチング件数	5件	5件
◆地域おこしインターン制度利用者数	－	5名
◆滞在人口率(休日の14時)	0.9%	0.97%
◆自治会加入率	73.8%	75.0%

※72 6次産業化…生産物の価値を高めるため、農林漁業者(1次産業者)が食品加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)に取り組む、または連携すること。

※73 ブランディング…商品に特別な名称やデザインをつけるなど他の商品と差別化を図り、付加価値を高める取組。

※74 AI…人工知能。人間の知能をコンピューターを用いて人工的に再現したもの。

第6節 ビジョンを実行するための行政の取組

I. 行財政運営

1-行政運営

(1) 長期総合計画の実効性の確保

- 基本構想から基本計画に基づく施策について、毎年度の実施計画書を作成するとともに、前年度の検証を行い公表します。
- 限られた人材、町有財産等を最大限有効に活用し、長期総合計画の目指すべきまちの姿の実現に向けた取組を推進します。

(2) 行政運営の効率化

- 新規事業については、投資効果・緊急性などの評価を総合的に検討した上で、社会情勢の変化などから真に必要と判断される施策について積極的に取り組みます。
- 切れ間なく行政改革大綱を策定し、安定的な行政改革を推進します。
- 庁舎内の業務処理状況を可視化し、業務の平準化を推進することで効率的な行政運営に取り組みます。
- 庁舎内の業務内容を可視化し、縦割り行政からの脱却に努めます。
- 積極的に民間活力を導入し、行政のスリム化に努めます。
- 行政需要に応じた行政機構の見直しを適宜行い、多様性・機動性のある行政運営を行います。
- 非常時における業務継続の観点や生活上の制約がある職員の能力発揮に資するため、職員のテレワーク化を推進します。併せて自宅以外の場所での勤務も可能とする体制の整備も行います。

(3) 行政のデジタル化推進

- 自治体DX^{※75}を推進し、デジタルを活用した一人ひとりのニーズに合った行政サービスの提供に努めます。
- 令和7年度末までに国が示す自治体標準準拠システムへの移行に取り組みます。
- 自治体DXを推進するため、デジタル人材^{※76}の確保及び育成に取り組みます。
- マイナンバーカードの普及に努め、書面・押印・対面による行政手続方法の見直しを行い、オンラインによる行政手続を推進します。
- AI、RPA^{※77}等のデジタル技術を活用し、業務の効率化を図ります。
- テレワークやWeb会議による柔軟な働き方、事業継続対策を推進します。

※75 自治体DX…自治体デジタル・トランスフォーメーション。自治体の行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくこと。

※76 デジタル人材…情報通信技術の活用や情報システムの導入を企画、推進、運用する人材。

※77 RPA…ロボティック・プロセス・オートメーション。ソフトウェアロボットを使って、コンピューターを使ったデスクワークなどの業務を自動化する技術。

(4) 開かれた行政の推進

- 町民が自ら調べなくても、自然に情報が入ってくるような広報体制の構築を行います。
- 様々な年齢層や生活環境に、柔軟に対応した広報の方法を取り入れ、幅広い町の情報発信に努めます。
- 積極的にユニバーサルデザイン※78を取り入れ、年齢・障がいの有無・性別・国籍・経済的な理由等にかかわらず、誰も取り残さない形でのデジタル化を推進し、利用者に優しい行政サービスに取り組みます。
- 行政保有データをオープン化し、地域の課題解決や行政内部でのデータ活用を推進します。
- 開かれた行政を推進するため、職員一人ひとりが個性と能力を遺憾なく発揮できるよう、人事評価制度の活用や効率的・効果的な研修を実施し、町民に信頼される役場職員を育成します。
- 安定した行政運営を図るため、職員同士のコミュニケーションの充実と良好なチームワークの形成を図り、組織力の向上に努めるとともに、職員が心身にゆとりを持ち安心して働ける職場づくりに努めます。
- 職員の地域貢献活動を推進し、今後の地域づくりを担う人材の育成や町民の行政参加への環境づくりに努めます。
- 議会運営に対するアンケート等により町民の意見を取り入れながら、読みやすくわかりやすい議会広報誌の作成に取り組みます。
- ホームページにおいて、議会の活動や運営状況等の公表を行い、「見える化」を推進し、開かれた議会への更なる取組に努めます。
- 監査委員による本町の監査を実施し、決算監査結果の公表を行うことで開かれた行政づくりに取り組みます。
- ICTを活用した議会運営の効率化や合理化を図り、町民にわかりやすい環境づくりに努めます。

(5) 広域的な行政連携

- 一部事務組合や広域連合が推進する事業を強化します。
- 共に広域的な行政連携を行っている構成市町村との連携の強化に努めます。
- 広域的に行うことが適当である行政サービスについて広域連携を推進し、更なる行政サービスの向上のための手段として検討を行います。
- 共同設置の調査・研究を進め、西都・児湯地区での事務の共同処理の実現を目指します。

《既に行っている広域的な行政連携》

区分	名称
共同設置	西都児湯情報公開・個人情報保護審査会、西都児湯行政不服審査委員会、西都児湯公平委員会、西都児湯固定資産評価審査委員会、西都児湯いじめ問題調査委員会、西都児湯いじめ問題対策専門委員会、西都児湯障害認定審査会、高鍋・新富・木城介護認定審査会、こゆ成年後見支援センター、西都児湯消費生活相談センター
一部事務組合	東児湯消防組合、西都児湯環境整備事務組合
広域連合	宮崎県後期高齢者医療広域連合

※78 ユニバーサルデザイン…年齢や性別、障がいの有無、国籍などの個人の特徴にかかわらず、できるだけ多くの人にとって住みやすい「まちづくり」や使いやすい「ものづくり」などを目指していく考え方。

(6) 公共施設の適正管理

- 新富町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の複合化・集約化を検討するとともに、廃止・除却も含めた公共施設の方向性について検討を進め、公共施設の適正管理に努めます。
- 既存施設については、計画的かつ予防的な修繕対策の実施と転換を図り、維持管理の削減に努めます。
- 新規の公共施設建設については、PPP/PFI^{※79}や指定管理制度など、民間の資金や活力、外郭団体の機能などを活用し、新たな住民のニーズに応えるとともに、公共施設の機能を向上させながら維持管理コスト等の縮減を図ります。

2-財政運営

(1) 安定的な財政運営

- 新富町補助金の適正化に関するガイドラインを基に、補助金の適正化に努めます。
- 民間活力の活用を図り、行政コストの縮減を図ります。
- 活用の見込みのない遊休財産を売却し、歳入の確保と管理費の縮減を図ります。
- 短期的な費用対効果を求めるばかりではなく、長期的な視点も組み合わせ各種事業へ投資を行います。
- 各課の実実施計画(検証)等による事業評価を基に、無駄のない財政運営を行います。
- わかりやすい財政情報の公開を実施し、透明性の高い財政運営を行います。

(2) 財源の確保

- 町税等の口座振替の申込みをWebで受け付けるシステムを導入し、住民サービスの向上及び口座振替の推進を図ります。
- キャッシュレス決済^{※80}等の納付方法を拡充することで、住民の利便性の向上に努めるとともに、収納率の向上を図ります。
- 資金の安全性及び流動性を確保し、効率的な資金運用を実施します。
- 受益者負担の適正化を図るため、各種使用料や手数料において適時適切な見直しを検討します。
- 各種補助制度などの積極的活用を図ります。
- 世代間の公平性に配慮し、地方債の活用にも努めます。

※79 PPP/PFI…PPP:パブリック・プライベート・パートナーシップは官民連携と訳される。行政サービスを行政と民間が連携し、民間が持つノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上、業務効率化を図ろうとする考え方。

PFI:プライベート・ファイナンス・イニシアティブは、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

※80 キャッシュレス決済…クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済など現金を使用せずにお金を支払うこと。

第6次新富町長期総合計画 前期基本計画

令和4年3月

編集・発行 宮崎県新富町

〒889-1493

宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491

TEL:0983-33-6012

FAX:0983-33-4862

